

滋賀県屋外広告物条例(改正後)の概要

目的

(第1条)

- この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の規定に基づき、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置ならびにこれらの維持ならびに屋外広告業について必要な規制を行うことを目的とする。

定義

(第2条)

- 屋外広告物
- 屋外広告業
- **【追加】 広告主**
- 屋外広告業者

責務【追加】

(第2条の2～第2条の4)

- 県
 - ① 関係行政機関、関係団体等と連携し、広告物に関する施策を策定・実施する
 - ② 広告主・屋外広告業者・県民への普及啓発に努める
- 広告主
 - ① 広告物等の表示等および管理を適正に行う
 - ② ①の行為を委託する場合は、①の行為が適正に行われるように措置を講じる
- 屋外広告業者等
 - 広告主と連携し、広告物等の表示等および管理を適正に行う
- 広告主・屋外広告業者
 - 県が実施する広告物に関する施策に協力する
- 県民
 - 県が実施する広告物に関する施策に協力するよう努める

屋外広告物の表示の制限等

(第3条～第22条)

① 表示の制限等 (第3条～第9条)

- 禁止広告物 (第3条)
 - ・ 著しく汚損したものなど表示等をしてはならない広告物等を規定
- 禁止物件等 (第4条)
 - ・ 橋梁、トンネル、街路樹など広告物等の表示等をしてはならない物件を規定
 - ・ **【削除】 公衆便所などを禁止物件の対象から外す**
 - ・ **【改正】 簡易広告物の表示が禁止されている電柱等を道路上のものに限定**
- **【削除】 禁止地域** (旧第5条)
 - ・ **【削除】 広告物等の表示等をしてはならない地域を規定⇒許可制に移行** (新第5条)
- **【改正】 表示等の許可等** (新第5条)
 - ・ 広告物等の表示等をする場合に許可を受けなければならない⇒**全ての区域で許可が必要**
 - ・ **規則で地域区分と区分後の地域ごとの許可基準を定める**
- **【改正】 適用除外** (第8条)
 - ・ 禁止物件と許可に係る規定が適用されない広告物等について規定⇒**対象を見直す**
- **【改正】 条例改正によらない場合の経過措置** (第9条)
 - ・ **簡易広告物1年、自家用広告物10年、非自家用広告物3年**

② 許可制度 (第10条～第15条)

- 許可の申請
 - ・ 許可の申請手続を規定
 - ・ **【改正】 管理者は県内に住所・事務所等を有する者でなければならない**
- 許可期間の上限は3年
- 許可基準に適合しない場合においても特にやむを得ないと認められるときは、景観審議会に意見を聴いて許可できる
- 表示者等の変更・広告物等を改装等をする場合の変更届・変更許可の手続を規定

③ **【追加】 認定制度**

(第15条の2・第15条の3)

- **公共的広告物・優良広告物の認定制度を新設**
 - ・ 公共的広告物・公共的目をもって表示等をする広告物
 - ・ 優良広告物・優良な意匠を有する広告物
- 認定を受けた広告物等は禁止物件と許可に係る規定が適用されない
- 優良広告物は景観審議会に意見を聴いて認定する
- 認定を受けた広告物等の表示者等は、定期的に、当該広告物等の管理の状況を知事に報告しなければならない

④ 表示者等・管理者の義務

(第16条～第17条)

- 管理義務
 - ・ 表示者等・管理者は必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持する義務がある
- **【追加】 点検義務**
 - ・ **表示者等・管理者は定期的に点検する義務がある**
 - ・ **規則で定める広告物等是有資格者が点検する**
- 除却義務
 - ・ 表示者等は許可が取り消されたときなど、広告物等を除却する義務がある

⑤ 違反に対する措置等

(第17条の2～第22条)

- **【追加】 除却その他必要な措置を勧告できる**
- **【追加】 勧告に従わない場合は、違反広告物等にこの条例に違反する旨を表示できる**
- **【改正】 勧告に従わない場合に勧告に係る措置を命ずることができる(除却命令を統合)**
- **【改正】 措置命令に従わない場合などに、許可・認定を取り消すことができる**
- **【追加】 条例の施行に必要な限度で、報告・資料の提出を求めることができる**

屋外広告業の登録制度

(第23条～第26条の4)

- 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない
- ・ **【追加】 他の法令の規定により、規格等が定められている広告物等として規則で定めるもののみの表示等を行う営業を営もうとする場合は、屋外広告業の登録は不要とする**
- その他屋外広告業の登録の手続、取消などについて規定

その他

(第27条～第30条・第34条)

- 屋外広告業の登録を受けようとする者は手数料を納めなければならない
- 地域区分・許可基準を変更するなどの場合は、景観審議会に意見を聴かなければならない

罰則

(第31条～第33条)

- 条例に違反した内容に応じて罰則を規定
- ・ **【追加】 報告・資料の提出をせず、虚偽の報告・資料の提出をした者は20万円以下の罰金に処する**